

【事業の目的と概要】

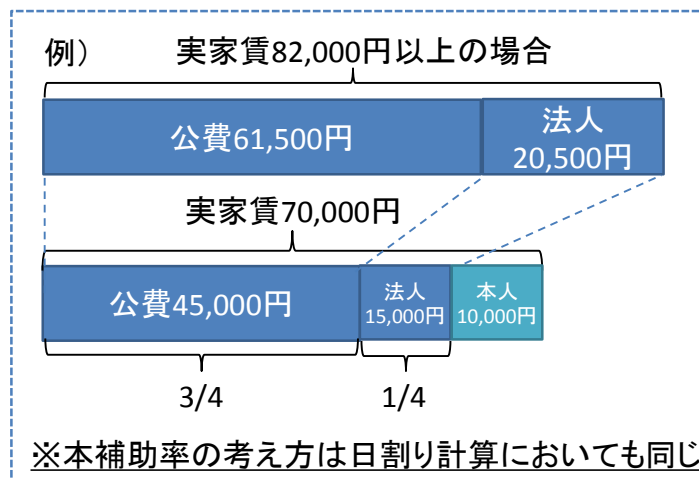
■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。

■ 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助

1人(1戸)当たり月額 82,000円(予定)を上限額とし、3/4を公費で補助。残りの1/4を法人が負担する。

■ 法人による借り上げが対象であり、法人所有の物件は対象外

■ 費用の対象は、家賃・管理費・共益費（敷金、礼金、手数料等は対象外）



保育士等宿舎借り上げ支援事業について

【対象施設と対象者】

- 保育所、小規模保育事業（C型除く）、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象
- 施設長を除く、常勤（正規雇用）の保育士、看護師（准看護師、保健師）、教諭（小学校、幼稚園、養護教諭）※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外
- 対象者は世帯主又は準ずる者（世帯総収入の50%超）であること、住宅手当等を受けていないことが条件
- 法人に採用された日から8年以内
ただし、令和2年度に事業対象だった方で引き続き令和4年度も事業対象となる場合には10年以内、令和3年度に事業対象だった方で引き続き令和4年度も事業対象となる場合には9年以内

保育士等宿舎借り上げ支援事業について

【実施期間と手続き】

■ 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(翌年度以降の実施については国の 本事業の実施状況により検討)

■ 申請に必要な書類

- ・ 申請書
- ・ 賃貸契約書の写し
- ・ 本人負担額確認書
- ・ 雇用契約書の写し
- ・ 資格証明書の写し
- ・ 住民票の写し(令和4年度発行のもの)
- ・ 給与明細の写し
- ・ 法人が家賃を振り込んだことを証する書類 など

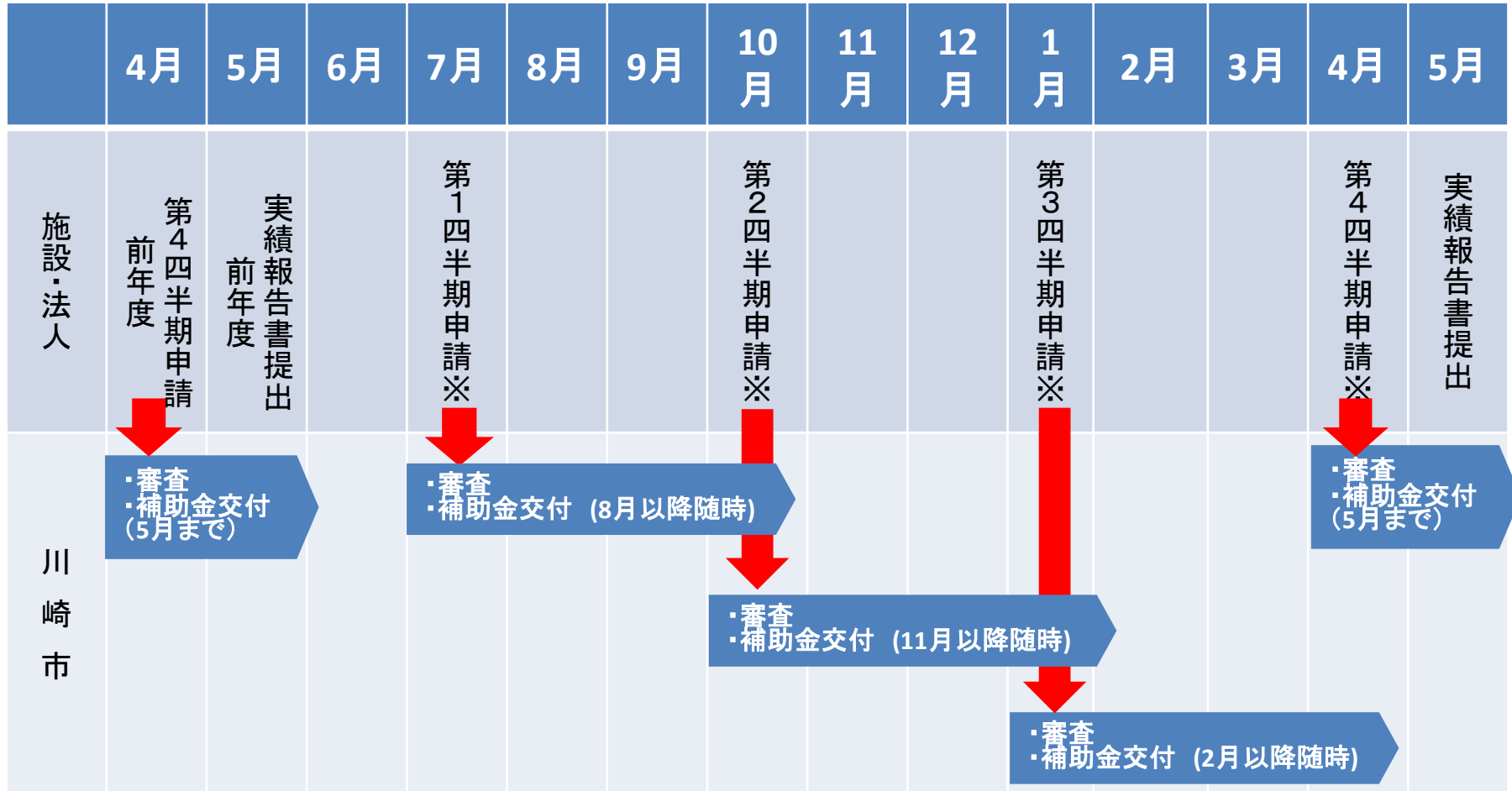
■ 申請・支払は四半期ごとの実績払

実績報告書(内訳書は四半期 ごとに作成)は年1回提出

保育士等宿舎借り上げ支援事業について

年間スケジュール

実施期間: 4月1日～3月31日



※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月7日までに申請
 ※各期申請の前月に、日時・様式等を通知する予定

保育士等宿舎借り上げ支援事業について

補助金請求事務の流れ

実施事業者

①四半期終了ごとにそれぞれ翌月7日を
目途に提出してください

- ・ 4～ 6月 7 / 7(木)まで
- ・ 7～ 9月 10 / 7(金)まで
- ・ 10～12月 1 / 10(火)まで
- ・ 1～ 3月 4 / 7(金)まで

《①の申請に必要な書類》

- ◆第1、2号様式
 - 不動産賃貸借契約書の写し(全員)
 - 本人負担額確認書(該当者のみ)
 - 雇用契約書の写し(全員)
 - 住民票の写し(複写可)(全員)
 - 資格証明証の写し(全員)
 - ◆法人が家賃を振り込んだことを証する書類の写し
 - ◆給与明細の写し 等
- ※第2四半期以降について、第1四半期からの継続者分については、一部書類の省略ができます。
(変更がなければ◆の書類のみで可能)

①交付申請

②交付決定

③支払い

④実績報告

④年度末、事業終了後、
30日以内に提出してください
(四半期の合計金額で作成)

川崎市

②交付申請受領後、内容を審査し、
交付決定を行います

③交付決定後、速やかに支払処理を行
います

④年度末、事業終了後、
30日以内に提出してください
(四半期の合計金額で作成)

《申請書の申請日付について》

申請日付は四半期終了後7日以内となりますが、次のとおり記載願います。

- | | | | |
|--------------------|--------------|------------------|---------------|
| ● 4～6月分 (第1 四半期) | <u>7月1日付</u> | ● 7～9月分 (第2 四半期) | <u>10月1日付</u> |
| ● 10～12月分 (第3 四半期) | <u>1月4日付</u> | ● 1～3月分 (第4 四半期) | <u>3月31日付</u> |